

第159回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和2年12月25日 午前10時から午前12時30分まで

会場 市役所2階 委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 原田 泰孝
事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
情報管理課文書法制係主任 林 勇樹
説明者 指導担当課長 荒西 岳広 教育指導支援課教職員係長 前田 光司
教育指導支援課教職員係会計年度任用職員 天野 賀章
都市計画課長 町田 孝弘 都市計画課課長補佐 秋山 司

【原田会長】 ただいまから第159回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【原田会長】 よろしいでしょうか。

では、次第に沿って進めていきたいと思います。次第の(2)、「校務支援システムの導入による電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について」、国立市個人情報保護条例第11条の規定に基づく諮問になります。

では、担当課からご説明をお願いします。

【指導担当課長】 (自己紹介)

【教職員係長】 (自己紹介)

【教職員係会計年度任用職員】 (自己紹介)

【教職員係長】 資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料番号の1-2をご覧ください。校務支援システムの導入についてです。

1番、諮問に至った理由ですが、現在、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が増大する中、教員の長時間労働が大きな社会問題となっております。

東京都が調査した結果、小学校で約37%、中学校で68%を超える教員が過当たりの総在校時間が60時間を超えています。この60時間という数字なのですが、働き過ぎによる過労死の基準となります月80時間の労働時間、いわゆる過労死ラインを超える数字であります。国立市の学校でも同様な状況が続いております。この状況なのですが、教員の健康に少なからず影響を及ぼします。また、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっております。このことから、校務の効率化や教職員の情報共有の推進を図り、教員の負担を軽減し、児童・生徒への指導や授業準備等に一層注力できる環境を整備し、働き方改革を推進する必要があります。

現在、働き方改革として、時間講師など人の任用であったり、タイムレコーダーの活用であったり、様々の施策に取り組んでいるところですが、これも働き方改革の一つの施策として、校務支援システムの導入を実施いたします。校務支援システムには、電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成がございますので、今回、諮問させていただくこととなりました。

2番の校務支援システムの概要ですが、校務支援システムは、教務系、出席の管理、成績処理、時数の管理等を行うもの、あとは保健系、健康診断、子どもたちの健康診断の管理、保健室の来室管理があります。また、学籍系、学校事務など統合した機能を有しているシステムになります。成績処理だけではなく、グループウェアの活用による情報共有を含め、広く「校務」と呼ばれる業務全体を実施するため必要となる機能を実装したシステムになっております。

具体的な機能は表に示させていただいております。グループウェアとして、メールの機能や行事予定、掲示板やお知らせの機能などがございます。また、主に個人情報を取り扱うのは、この後の校務支援の教務系と保健系になるのですが、教務系では児童・生徒の学籍情報、出欠の状況、成績の管理、通知表の作成、指導要録の作成などが行われます。また、保健系では、健康診断の管理、保健室の来室記録、保健日誌、体力テストの結果などの機能がございます。

このシステムを取り扱う者ですが、教職員数として310名、また事務局として教育委員会で11名の者が利用することとなります。

続きまして、3番、導入の効果になります。校務支援システムの導入の効果は、システムの利用により校務における業務負担を軽減できることに加え、情報の一元管理、共有ができる点でございます。これまで出席管理や成績管理、保健管理などをするため、それぞれ個別のシステムを用いていました。例えば児童・生徒の名前が変更になった場合は各管理簿を変更する必要がございましたが、今回、システムを導入することで、1か所の名前の変更を行えば、各機能についても変更されたということになります。

現在、名前の変更について軽減できるところをお伝えしましたが、それ以外にも転入・転出、進学であったり、出席情報においても様々な効率化が図られ、業務負担軽減が図られるようになります。

続きまして、3ページの表の部分の説明をさせていただきます。これは文部科学省が発行しました「総合型校務支援システム導入のための手引き」から抜粋したものになります。

削減の効果は、一覧になったものとなっております。国立市が今回導入したのは、自治体名で北海道の札幌市と一番下、愛媛県にあるものとはほぼ同様のものとなっております。削減の効果としましては、北海道の札幌市では、教員1人当たりが年103時間の削減効果があったというようになっております。

続きまして、4ページ、取り扱う個人情報になりますが、主に2種類ございまして、入学時に保護者から提出していただくデータ、例えば、お名前であったり、住所、電話番号、保護者の氏名、兄弟の有無、また入学年月日などを入学時に入力いたします。その後、在籍時入力データなのですが、こちらは教員が日々入力していくデータになります。出席の情報、成績や評価、指導要録記録、また保健機能の保健室来室記録や体力テスト結果、健康診断の結果などを入力していくこととなります。この個人情報なのですが、卒業後、各帳票を印刷し、データについては1年後に削除いたします。印刷しました各帳票につきましては、規則にのっとりまして、保存年限まで学校の金庫で保管することとなります。

(セキュリティ対策に関する説明)

以下、5ページに、先ほど規則にのっとり文書保存をしますというお伝えをさせていただきましたが、その規則を参考で挙げさせていただいております。

以降、機能の一覧なのですが、7ページ、機能の一覧を載せさせていただいておりますが、こちらは先ほど2ページで校務支援システムの概要でお伝えした内容を詳細に記載したのようになっておりま

す。

15ページに帳票一覧がございます。こちらが本システムで打ち出せる帳票の一覧となります。児童／生徒名簿や在籍者数、在学の証明書、卒業生台帳などを本システムから帳票として打ち出せるような形となります。

校務支援システムについての説明のほうは以上になります。

【原田会長】 ありがとうございます。

では、審議に入りたいと思います。ご質問、ご意見等、委員の皆様から出していただければと思います。いかがでしょうか。

【石居委員】 新しいシステムで取り扱われる個人情報に閲覧等でアクセスできる範囲のことなのですが、例えば、クラス担任の先生が、自分のクラスの生徒の情報にだけアクセスできるのか、それともクラスを超えてとか、学校を超えてとか、ここに扱えることになる321名の方々が、どういう情報にどれぐらいの範囲でアクセスできるのでしょうか。

【教職員係長】 管理職、主幹教諭という職層で分けられているアクセス権限を定めており、学校の中で校務分掌といまして、例えば、生活指導を行う先生、保健に関して行う先生など、様々学校の中での役割がございます。この役割の中でアクセスできる権限については制限をさせていただいているところです。

【石居委員】 それは、かなり細かく個別に設定していくということになるのでしょうか。

【教職員係長】 教員一人一人に対して、その役割であったり役職に基づいて、個別に見られる情報を制限させていただいております。

【石居委員】 その割り振りをされるのは、事務局のシステム管理者の方でされるということですか。それとも学校単位で管理責任者のようなものを置いてされるということですか。

【教職員係長】 学校の申請に基づきまして、教育委員会のシステム管理者で設定をさせていただいております。

【石居委員】 それは、従来のというか、現状の個別のシステムで行っているときの閲覧の扱える方の範囲や閲覧の範囲というのと、新しいシステムでの閲覧の範囲というのは基本的には同じような考え方ということになりますか。

【指導担当課長】 はい。これまでの各学校が個別に収集したものを個別に集めているというような状況で、学校内ファイルサーバにあるものなので、特に権限も付与できていないような状況だったのですが、逆に今回のことで統制が取れるようになったということです。

【石居委員】 分かりました。ありがとうございます。

【原田会長】 今の点でお聞きしたいのですが、例えば、管理職の方ではない担任の先生だとすると、それは自分のクラスの範囲でしか見られないということなのでしょうか。

【指導担当課長】 今、設定をしようとしているものについては、クラスについては学級単位、あとは管理職とシステムの管理者が操作、見られるという形です。現状、そのような形の設定になっております。

【原田会長】 学校に係る個人情報の漏えい事故というのは、全国的にも頻繁に聞かれるところでもありますけれども、これまで先生方が自宅で執務をして、その行き帰りの中でUSBメモリを紛失するだとかという事故も聞いていますけれども、今回のこのシステムというのは、あくまで学校の自席でしか使えないシステムという理解でよろしいのでしょうか。

【指導担当課長】 はい。そのとおりでございます。

【原田会長】 これが、例えば、テストを自宅に持ち帰って採点するというようなこともままあるというようには聞いていますけれども、そういった場合は、もうこのシステムとは別の事項というように考えてよろしいのでしょうか。

【指導担当課長】 そうです。

【原田会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 VPNとかも想定していないのでしょうか。

【教職員係会計年度任用職員】 しておりません。

【関口委員】 今回、国立市内の小・中学校の皆さんが共通で使われるということで、先ほどアクセス権限を職位や等級や役割で分けられているということでしたけれども、例えば、校長先生は校長先生のアカウントの権限があったとして、今回のシステムは他校の校長先生が別の学校の生徒の情報にアクセスしたりというのはできるようになったりするのでしょうか。

【指導担当課長】 学校単位となります。

【関口委員】 では、そこは組織単位と役割単位で分かれるということでしょうか。

【指導担当課長】 そうです。

【関口委員】 はい、ありがとうございます。そちらを教育委員会の管理者の方が権限を全て管理されている。これは将来的に、最近、結構、個人情報だと話題になるのはビッグデータみたいな形で、集計したり統計したりしたデータを収集するような目的で使われることがあるのですが、そういう使い方をなさるご予定はありますか。

【指導担当課長】 校務支援システムではないです。

【関口委員】 今までの既存のシステムと比較して、データが集約されて管理負荷が減るとするのは、とてもよく分かったのですが、それ以外に、集約されることによる、共通化されることによるデメリットみたいなものというのを挙げたり検討されたりしていますか。

【指導担当課長】 校務支援システムで。

【関口委員】 はい。差分ですね。既存のシステムとどういう差があって、どういうところに気を付けなければいけないかという差分比較みたいなことをされましたか。

【指導担当課長】 そうですね。メリットのほうは十分に検討はしているのですが、今回の導入について、デメリット面については、今回、個人情報の観点というのは理解しているので、このように諮問していますが、それ以外のところでは、プラスのところだけ検討してきているような状況になっています。

【関口委員】 アクセス権限の管理は非常に重要になってくるのですが、こういうデータの統合を教育委員会が責任を持ってやられるということは、その管理が非常に重要になってくると思います。

【指導担当課長】 はい。

【関口委員】 あともう一点は、入力データ、取扱いデータは、既存システムと統合される以外に、扱う量とか種類というのは変わりますか。

取り扱う個人情報の種類とか、データのテーブルのパラメータの種類とか量というのは、既存システムと統合されるだけでなく、中身が変わるようなものというのはありますか。

【教職員係長】 新たに収集していくものというのは特になく、これまで学校内で扱っていた情報について、その範囲のみで集約されたシステムになります。

【関口委員】 こども、もし、デメリットと併せて、検討されてないなら、少し見直しをかけていただきたいのですが、データを統合するということは、紐づけるために何らかの新しいキーが付与されて、それに紐づいて、何か引っ張れる情報が増えてしまったりというのは、設計漏れがあると起こりがちなんですね。意図せずに。もともと想定していた使い方ではなくても、意図せずに使えてしまったりということが起こり得ます。

ほかの自治体でも使われている実績があるシステムですので、他校の事例なども見ながら比較されれば、それほど危険なものではないと思うのですが、やはり便利なものなので、メリットにばかり目が行くと、遠いところに見落としがちになるので、ぜひ、既存のシステムがあって移行するときは、その既存と何が違ってという差分を、メリットだけではなくて、比較してから導入するように、ぜひお願いしたいと思います。

種類は、では、違わないということで。

(セキュリティに関する質疑)

【教職員係長ほか】 (応答)

【原田会長】 (セキュリティに関する質疑)

【指導担当課長ほか】 (応答)

【岸委員】 (セキュリティに関する質疑)

【教職員係長】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに関する質疑)

【教職員係長】 (応答)

【岸委員】 (セキュリティに関する質疑)

【教職員係長ほか】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに関する質疑)

【教職員係会計年度任用職員ほか】 (応答)

【原田会長】 今の既存のシステムというのは、何年か前に「あゆみGO」というので成績の評価を簡素化させるといような話がありましたけど、今回のシステムというのは、その後のシステムということなのでしょう。

【指導担当課長】 そうですね。そのときの「あゆみGO」というのは成績処理のみの校務支援システムだったんですね。それが、今回の出席簿とか、様々、いろんな機能も統合してやるものなので、その機能、プラスアルファ、一緒に統合していくという考え方になるので、少し発展的に扱うものを一元化・集約しているというものになります。

【原田会長】 現状、まだ「あゆみGO」を使っているのでしょうか。

【指導担当課長】 今も試行的に、その「あゆみGO」も途中で名前が変わって、「教務パートナー」というのになったんですけども、それを引き継ぎながら、今年度、試行的に、もう試用を始めているという感じです。来年度、本格運用となります。

【原田会長】 (セキュリティに関する質疑)

【指導担当課長】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに関する質疑)

【教職員係長】 (応答)

【原田会長】 (セキュリティに関する質疑)

【教職員係長ほか】 (応答)

【関口委員】 (セキュリティに関する質疑)

【教職員係長ほか】 (応答)

【原田会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 今回のシステムのお話だったですけども、審議会といたしましては、目的に対して必要な手段かどうかというような検討から、必要性、合理性を判断させていただくというようなことになると思うのですが、今回の主たる目的が、教員の業務負担の軽減というようなことで書かれているというように思うのですけれども、お話を伺っている限り、業務負担の軽減も一つの目的にはなっているけれども、どちらかというと既存システムを統合して、情報共有の簡便化や、あるいは効率化というようなこととか、あるいは作業上のミス軽減とか、そういう個別ばらばらでシステムが立っていたことによって生じる業務上の不効率性とか、あるいは省リスクに対処するためというようなところが、本来的な目的というか、一番大きな目的になっているのではないのかというように推察するのですが、今回の諮問資料に関して見る限りでは、そこが前面に出される形での諮問資料とは見受けられないかなというようなことで、少し本来的な目的が見えやすい形にご説明いただくとよろしいのかなというように思うのですが、何か追加で説明していただける部分があればと思うのですが。

【指導担当課長】 今おっしゃっていただいたとおり、効率化とか省リスクとかもありますけれども、そういった対応も含めて、やはり教員の働き方改革につながっていくだろうということなのですが、具体的に申し上げますと、やはり1度打ち込んだものを何回も打ち込まないで済むということは、これは学校としては大変に効率化が図られるということもございます。

あと、個人情報の観点ですけれども、この校務支援システム、学校間での情報の共有もできるということで、掲示板などのコミュニケーションツールがあるので、そういったものについては、非常に、この中でそういった情報伝達といいますか、そういったものが非常にスムーズにいくということで、これもかねてから学校から求められていることなので、そういったことは軽減できるかと思えます。

成績の処理ですと、その成績、一般的に家庭に出していく通知表と呼ばれるものと、指導要録と言われる学校が備えなければならない情報というのは、かなりリンクしているものなので、そういったものが、やはり1度打ち込めば、それにちゃんと付随して作られる。進路の資料もそうですし、あとは最終的には卒業生台帳といって、卒業生の名簿なんかを作るのも、かつては手書きで一人一人書いたりとかしていたものが、一気に、もうそのものがずばり出来上がっているという状況になるということなので、こういった点を踏まえると、非常に効率化は進むというように考えております。少し不十分かもしれませんが。

【中川委員】 いや、ありがとうございます。

今回、システムを統合してネットワークでつなぐ範囲や共有の範囲というようなものを広げるということだというように思うんですけども、今、ご説明くださったようなことが、恐らく本来的な目的というか、総合的な目的というかだと思うので、そういう方面から説明していただくと、システムの必要性とかいうものが、より明確になりますので、審議会としてもゴーサインが出しやすいというか、理解をしやすくなりますので、今後、よろしく願いいたします。

【指導担当課長】 はい。ありがとうございます。

【原田会長】 ほかにいかがでしょうか。

【石居委員】 2つだけ最後に伺いたいののですが、一つは、先ほど使用を始めていらっしゃるとい

うお話をされていたんですが、今使用しているのは、全校でもう同時に使用しているのか、どこかモデル校のようなところで使用しているのかということと、使用されている中で、何か現状、不具合であるとか懸念事項とかが挙がっているようなことがあるのかということをお伺いしたいと思います。

【教職員係長】 現在、市内11校、小・中学校ございまして、11校全体で実施をしているところです。

現在における課題なのですが、新しいシステムになりまして、やはり今までのシステムに慣れたやり方を行っており、少し慣れないというところで、学校からの問い合わせ、これはどこを見ればいいのか分からないであったり、帳票、こういった部分の集計はどこを見ればいいのかというような問い合わせや、様式が少し変わってしまっていることに対する問い合わせは多い状況です。これは慣れてくればといたしますか、今年度使って、来年度使ってというように使っていくことで、だんだん、このシステムに慣れていくのかなというように思っているところです。

【指導担当課長】 成績の帳票が、やはり初めて導入しているので、少しその不具合的な、個人情報とか情報の不備ではなく、入力上の不具合とかがあるので、これを今年度中に何とか調整をして、来年度、混乱なく導入できるように使用しているということです。

【石居委員】 分かりました。ありがとうございます。

【原田会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、答申の取りまとめに入ろうと思います。お一人ずつ、ご見解をお伺いしたいと思います。

では、関口委員のほうからお願いします。

【関口委員】 システムの必要性は十分に認められると思っております。

リスクの話は、先ほど質疑の中でしたとおりでして、リスクがないとは、ちょっと今の時点では言えない、安全に運用できるではないでしょうかというのは言えないので、そのリスクについては十分、再度、内部でご検討いただいた上で、さらにリスクがあるところについては、リスクが発生した場合にどうするのかということも含めて、受け入れるのかどうするのかというのを総合的にご判断いただく必要があるかと思っております。

やはりシステムを安全に運用するためには、教育委員会の方のアカウント管理は非常に重要になってくると思いますし、というところで、安全に運用できるように継続的にご検討をお願いしますというところと、機能追加等を、今後、便利なものって、どんどん機能を追加したくなるので、機能を追加する場合等も、改めて立ち止まって、きちんとリスク評価をお願いしたいと思っておりますという前提つきで、必要性は認められるので、お認めしてもよろしいかと思っております。

【原田会長】 中川委員、いかがでしょうか。

【中川委員】 よろしいかと思っております。

【原田会長】 石居委員、いかがですか。

【石居委員】 私も必要性は十分認められると思っておりますので、お認めしてよろしいかと思っております。

やはり気になったのは、最初のほうに伺ったアクセスの権限と範囲が少し気になっていて、かなり運用の段階で細かく設定を変えていくことが、おそらく必要になるんだろうと思います。そのときに、必要に応じて、どんどん権限が一人歩きで拡大していくというのはとても怖いなというように思っています。そういう意味では、モデルなのかもしれないですけども、どういう職階のどういう職務に当たる方は、どの範囲でアクセスができるんだという、そのモデルのようなものが文章化されてあ

ると、無限に権限が拡大していくことを抑えられるのかなというように思ったりもするので、そういったことも、もし可能であれば明文化することなどをご検討いただけるとありがたいなと思いました。

ただ、基本的には、お認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 岸委員、よろしくお願いします。

【岸委員】 私も必要性は高いと思いますので、お認めしてよろしいと思えます。

ほかの委員の先生方がおっしゃった点を十分に気をつけていただきたいと思いますし、あと、それなりに扱う人数が要るシステムですので、人間、誰だってある程度長い間使っていると慣れてきて、だれてきてしまうところもあると思いますので、定期的に気をつけなくてはならないんだという啓発の機会というんですか、そういうのも設けていただくなり何なり、運用を気を引き締めてやっていただければなと思えます。

【原田会長】 ありがとうございます。

私も各委員と同じ意見ですので、お認めしてよろしいかと思っております。

では、この答申については、お認めするという形でまとめたいと思えますけれども、指摘がありましたアクセス権限の明確化ですとか、(具体的なリスクに対する意見)、そういう指摘がありますので、情報の管理には十分徹底を図られたいということを前提で、お認めするということにしたいと思えます。

【原田会長】 では、引き続き、次第の(3)番に入ります。諮問事項は「学習支援システムの導入による電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について」、国立市個人情報保護条例第11条の規定に基づく諮問ということになります。

では、引き続きご説明をお願いいたします。

【教職員係長】 では、資料番号2-2に基づきまして、ご説明させていただきます。学習支援システムの導入についてです。

1番、諮問に至った理由ですが、現在、文科省が推進するGIGAスクール構想というのがございます。これは児童・生徒が1人1台、タブレット型パソコンを所有し、そちらに基づいて勉強などができるものになります。現在、学校における高速通信ネットワークの整備を進めているところです。

この目的なのですが、誰一人取り残すことがない、公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現することを目的として行っているところです。また、学習指導要領により小学校のプログラミング教育の必修化など、情報教育・ICT活用教育が定められているところになります。

現在、1人1台のタブレットを導入しておりまして、1月から、工事が完成すれば、順次、そのタブレット型パソコンを使える環境になります。よりタブレット型パソコンを活用することを目的といたしまして、学習支援システムの導入を検討しております。学習支援システムには、電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成を行いますので、諮問をさせていただいた経過になっております。

学習支援システムの概要ですが、今回、「ミライシード」といいます、株式会社ベネッセコーポレーションが提供するシステムを導入予定となっております。このシステムですが、授業支援、協働学習、個別学習、学習データの蓄積までの一連の流れを実現できるものとなります。また、学校での授業でを使用することをメインとして行っていますが、今般のコロナウイルス感染症による臨時休校などの際には家庭学習が可能となり、授業の遅れに対応することができるというように考えております。

「ミライシード」の有する機能ですが、まず個別学習、小学校は国語、算数、理科、社会の教科単元に対応し、中学校では、さらに英語などの単元に対応しております。また、ドリル機能や自動採点

機能、又はその児童の得意な分野、不得意の分野を解析し、例えば、苦手な教科について、苦手な分野について、さらに問題を出すというような仕組みも備わっています。また、協働学習といたしまして、授業中、子どもたちがこちらのシステムのほうに自分の意見などを入力すると、それがリアルタイムで全員が共有できるというような仕組みになっております。また、一斉学習として、自分の考えをテキストやペイント、図形、画像、音声、動画により表現することも可能になります。

こちらのシステムの利用人数ですが、教職員数が310名、児童・生徒が4,450名、また、教育委員会の管理者として11名がおります。

続いて、取り扱う情報です。まず、氏名、所属校、学年、組、出席番号、名前や学習の成果物となります。回答や意見、また採点の結果を取り扱うこととなります。

続きまして3ページ、システムネットワークの概要とセキュリティ対策です。

今回は株式会社ベネッセコーポレーションが管理するサーバセンターにアクセスして、システムを使用することとなります。先ほどお伝えしたとおり、基本は学校の中で本システムを使うこととなりますが、臨時休校などの際は、タブレットを持ち帰り、家庭での学習も可能になるものになります。

続きまして、ベネッセコーポレーションの個人情報保護に対する取組の中から、「ミライシード」に係る個人情報保護の取組について抜粋したものを説明させていただきます。

(セキュリティ対策に関する説明)

5ページ以降につきましては、株式会社ベネッセのほうで作成しております、今回の「ミライシード」についてのカタログになっております。「オクリンク」という授業支援ソフトで、自分の考えなどを表現でき、発表することができます。

6ページ、「ムーブノート」ですが、こちらのほうに自分の考えなどをまとめ、それがすぐにクラスみんなに共有が行われ、発表などに使えるものとなっております。

7ページに「ドリルパーク」、こちらは單元ごとによるドリルが掲載されているものになります。

9ページ以降に、先ほど説明させていただきました株式会社ベネッセコーポレーションの個人情報保護に対する取組を挙げさせていただいております。

説明のほうは以上になります。

【原田会長】 ありがとうございます。

では、審議に入りたいと思います。委員の皆様から、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【関口委員】 こちらはベネッセさんのシステムを使うということで、国立市専用のシステムではなくて、ほかの人たちも使っているものを共同で使うというものですよね。

【教職員係長】 はい。そのようなことです。

【関口委員】 標準的なサービスを。

【教職員係長】 そうです。

【関口委員】 これは取り扱う個人情報を2ページのところに書いていただいておりますけれども、これをベネッセのデータベースに預けるという認識でよろしいですか。

【教職員係長】 はい。そうです。

【関口委員】 分かりました。

利用者想定の人数を書いていただいておりますけれども、最初に利用者がこのシステムを使い始めるときに、例えば、教職員だったりとか、生徒だったりとか、アカウントを作るときのルールはきちん

と定められていますか。

何を言っているかという、不正な人が生徒に成り済まして作れないかとか、そういうことなんです。学校で、きちんと学校から正しい生徒に払い出したアカウントしか、リストがあって作れないようになっているとか、今、スマホから簡単にペイペイとかを使えるみたいに、携帯電話とかで、SMS認証したら誰でも作ってしまうとかのものなのかという。そんなことはさすがにないと思うんですけど。

【教職員係会計年度任用職員】 こちらのほうで提出したものをインポートしていただいてという形になります。

【関口委員】 生徒さんに学校が割り当てて、それを配るような感じになるんですか。

【教職員係会計年度任用職員】 そうです。

【関口委員】 その管理は、やはり教育委員会さんが。

【教職員係長】 教育委員会でやってございます。

【関口委員】 さすがにベネッセさんのシステムは、まだ始められていないですけど、これ使うときの、こういう情報を使い始めるのに、ベネッセさんにこういうデータを預けますという、その同意の取得みたいなものというのはされるのでしょうか。

【教職員係長】 保護者に、保護者、児童に対してでしょうか。

【関口委員】 利用者ですね。個人情報の収集と、ベネッセに、第三者に委託するという同意ですね。システムの利用開始の同意に含まれている感じになるんですかね。

【指導担当課長】 今のところは、考えてなかったんですけども。

【関口委員】 多分、利用目的が新しいものになるのと、今までのように、市民情報を国立市で管理されるのとは少し毛色が変わるかなと思うので、法律の専門家の方も踏まえて確認されたほうがよろしいかと思います。

【指導担当課長】 仕組みの導入とともに、そういったことがありますよということを保護者に。

【関口委員】 そうですね。代理人としての保護者ということになるかと思いますが。通知のような形でも、もしかしたらよろしいのかもしれませんが。

【中川委員】 事実上、利用の拒否はできないですよ。

【関口委員】 そうなんですよ。

【中川委員】 児童・生徒として、このシステムに個人情報を預けたくないというような意思表示をしたとしても、そもそも教育活動を行っていく上で使うということだと、拒否はできないということですよ。

【指導担当課長】 配慮できなくはないかと思います。例えば、1人1台のパソコンは渡されているのだけれども、この子については接続ができないような状況になっているので、もうここだけで完結するようになってしまうので、その仕組みを使わないでノートとかでやるとかということになってしまうので、できなくはないのですが、お子さんにとっては結構な不利益になってしまうのではないかと思います。

【関口委員】 そうですね。あまり現実的ではないかなと思います。

【指導担当課長】 そうですね。その子だけ別の学習ツールを使っていくという形になってしまうので。

【関口委員】 ですので、同意がきちんと取れていれば、問題のある情報だとも思いませんし、い

いと思うのですが、導入のときにきちんとご配慮されていけばいいかなと思うのですが。

拒否は基本、中川委員のおっしゃるとおり、できないものだと思いますので。

【中川委員】　　こういう個人情報が第三者に預けられているというようなことを保護者が知っておくことが大切だというようなことですかね。

【関口委員】　　そうですね。個人情報取扱いの同意ですね。

【原田会長】　　ほかにいかがでしょうか。

【石居委員】　　大きく分けると、2点なのかなと思うのですが、活用の仕方と、やはりアクセスの範囲というのが気になっていて、一つは、先ほどのご説明の中だと、基本的には学校での授業での使用。ただ、臨時休校等のときは家庭に持ち帰ってというようなことも考えてらっしゃるということだったのですが、こちらに載っているパンフレットを見ると、宿題として使うこともできますなどという活用も出ているので、日常的にかはともかく、臨時休校のような、かなりイレギュラーの状況でないときにも持ち帰って活用するようなことまで含めて考えてらっしゃるのかということ、あともう一つは、児童・生徒同士の意見交換みたいなことができるというのも、一つ売りだと思ってしまうのですが、これも実際使い始めてからだと思いますけれども、例えば、同じクラスのグループの中ぐらいでやることを想定しているのか、クラスの中でやることを想定しているのか、もしかしたら、こういう機会なので、学校を超えて意見交換してみようみたいなことまで考えているのか、その辺が、どれぐらいの使い方をされるのかということに関して、分かっているならば教えていただきたいということ、児童、教員、それぞれのアクセスできる情報の範囲というのが、今みたいに学校を超えた児童同士の意見交換をしようとするならば、当然、学校を超えた情報のアクセスが児童・生徒の間でできなければいけないと思いますので、それとの関わりで、やはり気になるということ。

あと、先生の側もサーバにアクセスして引き出す情報というのが、自分のクラスの範囲にとどまるのか、あるいはもっと広いものになるのか、これも多分、活用の仕方次第だと思うのですが、その辺の活用の仕方と情報アクセスの範囲を、どんなイメージで今のところ考えていらっしゃるか、伺えればと思います。

【指導担当課長】　　まず、持ち帰りについては、日常的なものは本市については考えていないということで、臨時休業とか、本当に緊急なときのみ持ち帰る想定です。

それから、情報共有というか、つながる範囲ですけれども、やっぱり授業の中で、小グループで何か一つのものを作り上げようといったときは、小グループで一つのグループを作って学びますし、それを全体で共有するとなると、クラスでそういったものの成果物を確認し合おうということにつながるといった形になります。現在のところ、それ以上の大きな単位での学習というのは想定しておりません。

あと、同じように子どもと教員のアクセスできる範囲についても、基本的には、子どもは子ども、クラスの中のみ、教員はもちろん、そのほか、クラスの情報というのは全員分かるような形になっていて、先生の範囲も学年を超えてくるとか、そういったことについては基本的にはないというように考えてございます。

【石居委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【原田会長】　　今の活用の仕方とところで補足でお聞きしたいのですが、例えば、中学生とかだと、生徒会活動なんかで役員同士で文書を作成したりする。それを自宅でもやりたいとか、そんな希望も出てくるのではないかとこのように思うのですが、そういった場合は、かなり各論なのですが、今の

臨時的、あるいは緊急的な場合ではないと思うのですが、利用は認めない方向なのでしょうか。

【指導担当課長】 はい。次の「G Suite」のほうが、多分、そのような使い方になるかと思うのですが、基本的には学校が指定している範囲以外のもので、勝手には使わないというような運用になってございます。おそらく、そのような使い方は、やろうと思えばできなくはないのかもしれませんが、基本的には、これについては学校の中でやる仕組みでございまして、あと、家庭で使うのは、次の「G Suite」で学校と家庭がつながるといような形を想定してございます。

【原田会長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

なければ、答申の取りまとめに入ろうと思います。また、お一人ずつご見解を伺いたいと思います。

では、岸委員のほうからお願いいたします。

【岸委員】 必要性を認められると思いますし、お認めしていいのではないかと思います。

【原田会長】 はい。

石居委員、お願いします。

【石居委員】 はい。私も必要性を認められると思いますし、現状の活用イメージの範囲であれば、特に大きな心配はないかなというようには思っています。

気になるのは、やはり先ほどの最初の段階での同意。同意というか、告知ということになるのかもしれないですけども、そこはやはり丁寧な対応があったほうがいいかなというように思います。

以上です。

【原田会長】 中川委員、お願いします。

【中川委員】 よろしいかと思えます。

【原田会長】 関口委員、お願いします。

【関口委員】 問題ないかと思えます。同意のところとアカウント管理のところを、やはり厳重に管理をお願いできればと思います。

【原田会長】 私も皆さんと同じく、お認めしてよろしいかと思えます。

今、指摘がありました点、情報が第三者提供されるということについて、利用者、保護者も含めて情報提供、あるいは配慮といったものを行うということ、それからアカウント管理をきっちりされるという点をお願いしたいと思いますが、それを前提に答申をお認めするという事でまとめたいと思います。

ありがとうございました。

【原田会長】 では、次に次第（４）番、諮問事項は「クラウド型教育プラットフォームの導入による電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について」、国立市個人情報保護条例第11条の規定に基づく諮問ということになります。

では、引き続き、ご説明をお願いします。

【教職員係長】 では、資料3-2に基づきまして説明をさせていただきます。クラウド型教育プラットフォームの導入についてです。

諮問に至った理由ですが、先ほどもご説明させていただいたGIGAスクール構想の一部となっております。

今回のクラウド型教育プラットフォーム、Google社の提供によります「G Suite for Education」というものを使います。

ただ、今回、新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年度当初、小・中学校が臨時休業になりました。その際、家庭学習の強化が求められたこと、また、家庭と学校をつなぐツールとして、今回、諮問させていただいております「G Suite for Education」のほうは試験的に導入をさせていただいているような状況でございます。

本格的な活用につきましては、先ほど工事を行ってございまして、1月から順次、学校でタブレット型パソコンを使える状況になるというようにお伝えさせていただきましたが、本格的な活用は2月以降実施することになります。

こちらにつきましては、電子計算組織を利用した個人情報ファイルを作成することになりますので、諮問をさせていただいております。

このクラウド型教育プラットフォームの概要ですが、「G Suite for Education」は「Googleドキュメント」、ワープロ機能、「Googleスプレッドシート」、表計算、「Excel」のような機能ですね。あとプレゼンテーションができる機能、「Google Classroom」などのツールがございます。これらのツールにつきましてはリアルタイムで共同作業ができ、グループ学習などの教育に適しているものになります。また、ファイルにコメントを残して、教諭と児童・生徒が直接やり取りすることが可能となります。

また、「Google Classroom」というツールにつきましては、学校で課題を作成したら、その課題の受渡し、採点、管理が可能となります。また、アンケート機能もこちらの「Classroom」のほうにはついております。

利用人数なのですが、教職員が310名、教育委員会の事務局が11名、児童・生徒が4,450名となります。

続きまして、取り扱う個人情報ですが、まず、氏名、登録用のアドレス、また、こちらでも登録後の話になるのですが、アンケートなどを行いましたら、その回答内容、学習の成果物として、意見や回答などが扱われます。また、テストの点数なども集計されることとなります。

(具体的なアカウントに関する説明)

システムネットワークの概要とセキュリティ対策ですが、Google社が提供するクラウドスペースにデータを保存することになります。学校での学習、家庭での学習で、それぞれ、そのクラウドにアクセスすることとなります。

続きまして、5ページですが、今回、GIGAスクール構想という文部科学省が推奨するモデルに基づいて実施をしているのですが、今回、モデル例が3つ、モデル例1、2、3とございますが、今回、端末がChromebookというものを導入いたしますので、モデル例2を使用することとなります。

7ページ以降にGoogle社の発行しております「G Suite for Education」の概要が記載されております。先ほどお伝えさせていただきましたワープロの機能でありましたり、表計算ができること、「Classroom」で課題の受渡しができるようなことが記載されております。

9ページ以降は、Google社が周知しておりますプライバシーに関するお知らせなどが記載されております。分かりやすくまとまっているところが15ページになります。プライバシーとセキュリティセンターになります。A4横のものになっております。

4つの重要ポイントとして、Googleは学校のデータを安全に保護しますと記載されております。

す。2番目に、「G Suite for Education」のコアサービスには広告が一切表示されないとなっております。3番目に、Google社は業界の規制及びベストプラクティスへの準拠をサポートします。4番目は、Googleはプライバシーとセキュリティに関するポリシーを明示していますというようになっております。

説明は以上となります。

【原田会長】 では、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

私から、タブレットは自宅に持ち帰ることは原則としてないというお話で、これも考えてよろしいですか。

【教職員係長】 そうですね。先ほどと同じになりますから、原則、学校内で利用し、臨時休校などあった際、そういう非常時につきましてはご家庭へ持ち帰るという予定となっております。

【原田会長】 2ページの下の方の「家庭での学習」とありますけど、それはもう限られた場面を前提とした図だということによろしいですか。

【指導担当課長】 はい。ただ、家庭への連絡ツールとして、この臨時休業中に非常に有効だということが分かりまして、例えば、ホームページ上、少し載せられないようなお便りであるとか、そういったものを、閉じられたグループ、5年2組だけが見られるところに置けるということは、非常に学校としても使用度が高いということで、現状、家庭との連絡ツールとして、この「G Suite」、まだ試験的な運用という感じにはなっているのですが、今、少し試しで使わせていただいているという状況です。

【原田会長】 それは、そのタブレットを必要な都度、児童に持って帰らせるということですか。

【指導担当課長】 いや、それはもう、家庭の端末からアクセスしていただくという形になります。

【関口委員】 ということは、これはここで言われている「G Suite for Education」は、おそらくアカウントのプラットフォームの話なのですが、タブレットに接続先は限定せずに、ご自宅のPCとか、アカウントさえ持っていれば、やっぱりどこからでも接続できるというものでしょうか。

【指導担当課長】 はい。今回、これについてはそういう状況です。

【関口委員】 先ほどのベネッセのシステムと、この「G Suite」で大きく違うのは、先ほどはベネッセが責任を持って提供しているサービスを国立市としては利用するということなのですが、「G Suite」、こういうクラウド系のサービスは、非常に、今、増えているし便利なんですけど、違うのは、Googleは場所を提供するだけで、中の情報の管理や管理責任はユーザー側にあるという責任の持ち方をしていることがあって、ここに「G Suite」のプライバシーの考え方とか載せていただいていますけれども、大体、G Suite responsibilityとって、責任分界、どこまでがGoogleの責任範囲で、どこからが国立市の範囲かというのを、おそらく分けているものがあると思うんですけど、そういうのは確認されていますか。その範囲にのっとって、国立市の責任範囲がどこまでかというのは、きちんと把握されていますか。

【教職員係会計年度任用職員】 そうですね。例えば、校務に関するような情報に関しては、絶対に「G Suite」上には載せないとか。

【関口委員】 そこはルールで縛る。

【教職員係会計年度任用職員】 そうですね。

【関口委員】 そうですね。難しいですよ、なかなか。

先ほどのタブレットとかも、やろうと思えば、多分、接続応答制限とかもできなくはないと思うんですよ。しかし、使い方として、利便性ももちろんあると思うので、ただ、そういう使い方をしたときに、責任がどちらに来るのかというのは結構重要になってくるかなというところですかね。

便利は便利だと思うのですが、その中に上げる情報とか、生徒もこういうツールを渡すと、今の子どもたちはデジタルネイティブなので、どんどん自由に使えるようになってくると思うので、多分、どういった情報をその中で扱っていくのかというのは管理も難しくなってくると思うんですよ。そこをどうしていくのかというのは、個人情報とは少し外れてしまうのですが、その中にほかの生徒さんの、例えば、悪口とか個人情報が上がってしまったとかということも考えられなくはないので、そういう配慮が、より必要になるのかなとは思いますが、時代としては合っているんだろうなと思います。

【教職員係会計年度任用職員】 プライバシー管理であるとか、そちらのほうもかなり重要になってくるものもありまして、全てを監視することが必要かというか、そこは、またモラル教育であるとか、いろんな兼ね合いが難し過ぎてしまうぐらいなのですが、確かに、少し注視して利用をしていかないといけないんだろうと思います。

【関口委員】 もう一点、個人情報のほうに戻って、取り扱う個人情報の登録用アドレスと氏名は、もちろん「G Suite」で管理するんですけど、やっぱりこれも教育委員会さんでリストをきちんと管理されるということによろしいのでしょうか。

【教職員係長】 はい。

【関口委員】 少し「G Suite」の個人情報管理とは外れるのですが、教育委員会でもアドレスと氏名を多分リストとして管理する必要があると思っていて、それも個人情報データだと思います。

(具体的なアカウントについて)

そちらも管理をきちんと厳重にさせていただければと思います。そちらから漏えいすると、多分、Googleは何も守ってくれないと思うので。

【中川委員】 これはGoogleのGmailのアドレスがつくということですよ。

【教職員係会計年度任用職員】 そうですね。ドメインがかぶせてあるGmailの形にはなりません。

【中川委員】 「G Suite」というものは私も少し使ったことあるのですが、非常に便利なのですが、動画とか、あるいは資料とか、学生が作成したレポート等をクラウド上に保存できて、設定の仕方を気を付けないと、学生同士でダウンロードできてしまったり、そのダウンロードしたファイルを、それこそメール等で送付することも可能で、基本的に自分の所有の端末からアクセスしてしまえば、自分の端末に保存して、そのデータを2次利用、3次利用できる状態になってしまうので、児童・生徒自身が他者の個人情報を第三者に漏えいしてしまうというようにリスクが考えられると思うんですよ。それは先ほど気をつけなければいけないというようにおっしゃっていたところかと思うんですけども。そういった場合の教育はなさると思うのですが、国立市としての責任というものは、どういうものとお考えなのでしょうか。基本的な考え方として。

【指導担当課長】 こちらについては、物理的に使用が、機能的に使えなくするような対応をするものと、あと、やはり先ほどもおっしゃられたとおり、運用上、様々なルールの中で、しっかりと教

育の中で確認していくというものと、両面やっていくところなのですけれども、やはり用途によっては、これは少し制限してしまうと、もうやっている、導入している意味がないというような状況になってしまわないように、そこの線引きをどこにするかというのは、今、試用の中で模索しているような状況がございまして、おっしゃるとおり、使う側のモラルに非常に左右されるツールがあるなどというのは使ってみて認識をしているところがございますので、その面を含めて、市として、どこまで責任を持って、ここの管理をするかというところは、今、検討させていただいている状況です。

【中川委員】 今後、どうしてもリスクは出てきてしまうと思いますし、児童・生徒の個々人のモラル管理を厳しくやろうとしても、それは不可能な部分もあると思いますので、どうしてもプライバシー事故が起きてくる可能性があると思うのですが、そうしたときに、プライバシーを漏えいした個人が何らかの責任を問われることは当然だというように思うのですが、このシステムを、一応、学校教育の中で運用している国立市としての責任というようなものが、別個、問題になってくると思うんですね。これ、審議会の審議事項なのかどうか、少し分からないのですが、そこの辺りの事後的な、例えば、損害賠償リスクとか、そういうようなものについても少し考慮しておいていただいたほうがいいのかなど。あるいは、そこをどう対応するかによって、国立市の個人情報に対する姿勢というようなものが問われてくると思いますので。

【指導担当課長】 先ほど関口委員がおっしゃっていただいたとおり、今回については、例えば、Googleが何か補償してくれるものではないので、国立市として、もし、そういうことが起きてしまったときに、どこまで責任を持てるかというのは、ちゃんと考慮しておかなきゃいけない。

【中川委員】 そうですね。もしかしたら、それこそ訴訟の客体として、子ども個人が訴えられるのではなくて、市を訴えるというようなことが出てくる可能性があるという。

【関口委員】 おそらく、GoogleはGoogleに保管しているデータベースからアカウントリストが漏れた場合と機能に不備があった場合ぐらいしか責任を取ってくれないと思いますので、当然ですけど。あとは場所を提供しているので、設定も使い方も各ユーザーに委ねられますという責任範囲だと認識していますので、先ほどの事案と違うのは、何か起きたときに、国立市にかなりの、風評被害も含めてリスクが乗ってくるというのは少しご理解いただいた上で使ったほうがいいかなと思います。

【指導担当課長】 ありがとうございます。

【原田会長】 少し確認させていただきたいのですが、要するに、提供されるクラウドの利用は、各アクセス権限を持っている人次第でいかようになってしまうということなんですか。このクラウドに、例えば、親が子どものアドレスを使って、自分の必要な情報をそこに置いておくとか、そういうことも可能ではあるということなんですか。

【指導担当課長】 物理的には可能ということですね。

【原田会長】 分かりました。

そうすると、それは個人情報の保護という観点から少しずれるかもしれないですが、クラウドの利用の仕方という観点では、かなり管理する側としてですね…。

【指導担当課長】 そうですね。運用上、そういう使い方ではなくて、学校との連絡の場所ですというような形で徹底しなければならないと思います。

【原田会長】 そうですね。それがシステム上、何か制限ができるようなものではないということなんでしょうか。

【指導担当課長】 基本的にはそうです。自由に物を置けてしまう。見て、これは不適切だなと思えば、指摘はしてという形になるだろうと思いますけれども。

【原田会長】 そういう意味では、このクラウドの中を教育委員会として見るができるということとは…。

【指導担当課長】 そういう意味でいいますと、管理者であれば…。

【原田会長】 適宜、その監視をしているということ、それから、その結果、不適切なものがあれば、それに対する指摘もさせていただくというようなことの告知は必要になってくるのかなと思います。

【岸委員】 ベネッセのシステムとの対比ということで、さきほどのシステムですと、ある程度、ベネッセとの連携とか連絡を取りながらシステムを運用していくというようなイメージを持っていたのですけれども、こちらですと、ある意味、G o o g l e が提供しているものを利用するという感じで、G o o g l e との連携というのはあまりないということないのでしょうか。

【教職員係会計年度任用職員】 サポート等はしていただけますけれども、使い方は、こういったリスクがあるけど、どうしたらいいのかということに対して、こういう設定にしたら大丈夫になりますよとか、そういった形のサポートはできます。

【岸委員】 普通に担当者はいて、その人と電話連絡してみたいな感じになっているのでしょうか。

【教職員係会計年度任用職員】 ほとんどチャットになりますけれども、24時間、365日。

【岸委員】 本当にこれは単純な耳学問的な話なのですが、何か本当にトラブルがあったときに、国立市が責任を負うのか、それともその企業が、G o o g l e なりベネッセさんなりが責任を負うのかみたいな話になったときに、最悪、それこそ裁判とかも、我々の職業柄、一応考えるんですけども、その場合の客体として、G o o g l e さんと、アメリカの法人を訴えるのかどうか、そういう話とかも一瞬だけ頭をよぎったんですね。そんなことにならないと思いたいですけれども、ネット関係の利用もされている同業者の話を知ると、やっぱり海外法人はなかなかやりにくいみたいな話も聞きますので、ベネッセさんは岡山だから多分大丈夫だろうと思うのですが、最悪になったときに、どこが相手になるのかみたいな話とかも想定はしておいたほうがよろしいのではないかなと思います。

担当者とかが、多分決まって、やり取りはできているんでしょうけれども、そういうことも片隅には置いておくのもありなのかなと少し思ったので、これも審議会の範囲内とは少し違うかもしれませんが、一応気になったので申し上げます。

【教職員係長】 今の質問のお答えになっているか分からないのですが、13ページのプライバシーとセキュリティに関するよくある質問というところのQ2なのですが、利用規約の準拠法と管轄裁判所というところで、管轄裁判所は東京地方裁判所というようになっております。

【原田会長】 あくまでこれは利用規約の適用の範囲の問題であって、そこから外れる問題についてまで明確にこう言えるかというのは、また議論はあるかもしれません。

【中川委員】 先ほどG m a i l をアカウントとして付与するというようなことだったのですが、各アカウントのG m a i l の送信内容などに関しても教育委員会で閲覧できるのでしょうか。

【教職員係会計年度任用職員】 今、児童・生徒さんにはG m a i l は機能として公開しておりませんで、将来的にはどうなるかは分からないのですが、今、公開するにしても、最大限できたとしても、クラス内であるとか、学校内であるとか、国立市内のG m a i l、「G S u i t e f o r E d u c a t i o n」の中に限られる形になっていて、第三者に対してとか、ほかのところにはできま

せん。

あと、児童・生徒とかで、他の外部の「Me e t」であるとか、そういったオンラインミーティングであったとしても、個人のアカウントであるとか、そういった人とはできないという形になっています。

【中川委員】 では、Gma i lとしての一般的な機能は有しない形で運用するという。

【教職員係長】 現状ではI Dを通しての運用をしています。

【中川委員】 I D。アカウントとしてのみの運用という。

【教職員係長】 はい。

【中川委員】 もし、将来的に、一般的な、我々が個人で「G S u i t e」に契約して使うような範囲で使うようなことになると、それこそ非常に膨大なプライバシー情報を教育委員会が抱え込まなければいけないというようなことになってくると思うので、将来的には考慮するところはあるのかなと思います。

【原田会長】 ほかにいかがでしょうか。

【石居委員】 大きく2点伺いたいのですが、一つは、このシステムの具体的な活用イメージというのをもう少し伺えたらと思っています。先ほどの、年度当初の臨時休校期間に家庭との連絡ツールとしても役に立ったというお話は、一つ具体的なイメージだったのですが、多分それは、このシステムの使い方としてはメインのことではないと思うので、教育の中でどういうことを、かなり何でもできる仕組みだと思うので、どんな使い方をされるのかなというのを伺えればというのが一つと、あともう一つは、先ほどの中川委員と同じで、「G o o g l e C l a s s r o o m」は、もう今年さんざん私自身も使ったので、そういう意味では、いろいろメリット、デメリットは感じたことがたくさんあったのですが、その中で、やはり一つ怖いなと思ったのは、本当にチェックボックスのチェックを一つつけるかつかないかで、ダウンロードが、させなくなかったのにできてしまうようになってしまったりとか、個別に課題を提出させたかったのに、共同編集になってしまったためにオリジナリティが失われてしまったりとか、そういう意味では、本当に些細なことで、全く意図していなかった事態が生じるというリスクはすごくあるなというように思ったんですね。

そういう理由と、先生の側も、生徒・児童さんの側も、実際に使い始めるよりも前の段階の導入のオリエンテーションというか、そこがとても大事だし、多分それは最初だけやればいいのかではなくて、定期的に念押しでもやっていかないと、かなり怖いなという印象が、私自身は1年、今年使ってまだ1年弱ですけどあったので、その辺が大学生でもそう思うので、そういう意味では、小・中学生だとどうだろうと思うところがありますので、その辺、何か考えてらっしゃるかということと、あと、これはきっと何となくイメージはあるのですが、「C l a s s r o o m」に登録する最初の段階でのやり方というのは、リンク先を生徒さんに伝えて、生徒自身に登録してもらおう。その「C l a s s r o o m」に加わってもらおう登録をしてもらおうのか、教員が一律で登録できるのか。本人の承諾、個別に招待して本人が応じるような形と多分2種類あって、いずれにしても、リンク先の情報が漏れてしまうと、簡単に第三者の「C l a s s r o o m」に加わるということができ得るようなリスクも一方ではあるかなというように感じたのですが、大学では、かなりそういう意味では、そこを気をつけたというところがあったのですが、開始に当たって、そこも多分、教育の一環なのかなという気がするのですが、どういう形で生徒を「C l a s s r o o m」の中に招待して入れていこうとされているのか、その辺、少し伺えればと思うのですが。

【指導担当課長】 イメージなのですけれども、学校間、学校の中での授業については、先ほどのベネッセの「ミライシード」でできる部分もかなり出てきますので、多くは「ミライシード」で授業支援を授業の中でつくっていくという形になるかと思います。

こちらについては、やはり家庭とのつながりという面と、あと「ミライシード」でできないような、中学校を主に想定していますけれども、共同作業をよりよくしていくために授業の中で使っていくというところは一つの想定です。

日常的なところについては、現状、今使っている家庭への連絡を、こちらを使ってやらせていただくという場合、あと、先ほどの一部ではありますけれども、臨時休業の想定、そのところがやはり大きいのかなというところがございまして、どちらかという学校教育活動のメインになり得るものではなくて、今、考えているのは、サブ的な形で補足・補完していくような扱いとして、今、試行しているものを継続して使っていきたいという考えでございまして。

あと、導入のところなのですが、今回も、この「G Suite」、「Meet」という会議システムが使えまして、これは不登校のお子さんなどが活用できないかとか、それから濃厚接触者になって2週間学校に来られないという子がクラスに参加するような形でできないかということも試行してございまして、こういったものを、今、先進的にやっている学校については、みんなに、生徒のほうにホームルーム等を通じて、どういう使い方があるのかというようなことを周知させていただいているのと、臨時休業中に教員が教材を置いて、それをみんなで引っ張り出して、それで学んで戻すというような形をやったのですが、その際に、基本的には個人同士のやり取りであるとか、友達にそういった自分のアカウントを教えたりとか、外部の人に渡さないというような、そういったことをペーパーにまとめさせていただいて、周知をしたといったことは実践としてはやっております。

ただ、これはまだ全体としてやっているということではないので、今、そういった形で、どのようにすれば児童・生徒への啓発ができるかというのは、これは少し模索している状況でございまして。

【石居委員】 分かりました。ありがとうございます。

【原田会長】 よろしいでしょうか。

では、答申の取りまとめに入ろうと思います。また、お一人ずつご見解を伺いたいと思います。

今回は関口委員のほうからお願いします。

【関口委員】 利用については、使うことは、時代の流れもありますし、止めるものではないと思いますので、お認めしたいと思います。質問の中であつたとおり、使い方と責任が国立市にかかるというところを十分にご留意いただいた上でお使いいただきたいのと、「G Suite」だけではなくて、別で国立市として管理される個人情報データも、アカウントデータなどをきちんと管理いただきたいということでご注意いただければと思います。

【原田会長】 中川委員、お願いします。

【中川委員】 今、関口委員がおっしゃったとおりなのですが、少し今までとは性質の違ったリスクが様々想定されるものだと思いますので、慎重に運用していただければというように思います。よろしいかと思います。

【原田会長】 石居委員、お願いします。

【石居委員】 私もお認めしてよろしいかと思います。

基本的にはお二方と同じで、何でもできてしまうし、今後、多分、どんどん活用範囲が広がっていくのではないかと、先ほど啓発と言っていた部分は特に力を入れていただくほうがいい

かなというようには思います。

以上です。

【原田会長】 岸委員、お願いいたします。

【岸委員】 皆様と同じで、お認めしてよろしいと思います。

以上です。

【原田会長】 私も皆様と同じで、お認めしてよろしいかと思えます。

ただ、このプラットフォームにつきましては、本来の目的外で利用されるリスクというのが、お聞きすると高いというように思われますので、そうなることのないような十分な配慮を徹底されたいということを前提でお認めするというにしたいと思えます。

以上になります。ありがとうございました。

【原田会長】 では、続きまして、次第の（５）「国立市情報公開条例第 8 条第 2 項の規定による情報存否応答拒否決定の報告」に入りたいと思えます。

では、担当課からご報告お願いいたします。

【都市計画課長】 （自己紹介）

【都市計画課課長補佐】 （自己紹介）

【都市計画課課長補佐】 それでは、都市計画課のほうから、国立市情報公開条例第 8 条第 2 項の規定により、情報存否応答拒否決定について報告をさせていただきます。

資料 4 をご覧いただけますでしょうか。では、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず 1 番目、請求年月日でございますけれども、記載にありますとおり、令和 2 年 7 月 2 9 日に請求がございました。

続いて、決定年月日ということで、令和 2 年 8 月 1 1 日に決定をさせていただきました。

3 番、今回請求をいただいた情報の件名と内容ということなんですけれども、こちらにつきましては、（建築物の名称）というものが（所在地）にあるのですが、そちらの案件に関する市と（建築物の名称）の理事長、専門委員、コンサルタントとの面談、相談、協議、打合せ等の記録についてということで、2016 年から 2017 年にかけての 4 つの日付につきまして、情報開示請求がございました。

おめくりいただいて、2 ページ目になります。今回、情報の存否を明らかにしなかった理由でございます。

本件は、令和 2 年 2 月 1 8 日に国立市まちづくり条例の規定に基づいて大規模構想届が出されました（建築物の名称）について、まちづくり条例の手続に入る前の事前相談の記録の開示を求めるというものでございました。

この事前相談というのは何なのかということなのですが、まちづくり条例では、条例の中で、市と色々な協議をして、条例の中に定める緑地とか、駐車場とか、様々なものの整備基準があるんですけれども、そちらの内容について、基準を満たした上で手続を進めていくというものです。そちらを事前相談を行わずに書類を提出されますと、提出した後で計画内容を、市のほうから、条例に沿ってないんで見直してほしいとか変えてほしいというような話をさせてもらうことになるので、そのような場合に調整がしっかりなされていないと、事業者としては事業スケジュールに大きく影響を及ぼすことがあるということで、市では、なるべく事前相談をして、最低限のものを満たした上で条例手続を行うようお願いしております。そういったものでございますので、事前相談というものの自体が、

基本的には事業者の中で、構想のものであったり検討中のもので協議を行うことが多いということになっております。したがって、こういった事業内容が記載された相談記録というものは、これが公表される、開示されるということになりますと、それが事業者の権利とか、競争上の地位とか、その他正当な利益を害するおそれがあるということで、基本的には非開示情報に該当するというように考えております。

加えて、こういう構想段階の計画につきましては、今回の請求のように、事前相談のような記録のものがあるということ自体が、当該計画がこの時期からこういう形で計画されていたということが明らかになるということになりますので、そうすると、そういう計画を持っているということ自体が公表されるというか、計画を持っているということが外部に出るということ自体が正当な利益を害するおそれになるというように判断しております。ですので、こういったものを公開することは事業者の利益を損なうと考えているのですが、今回、既にまちづくり条例の手続に入った案件でございますので、計画が公表されているということであるんですけれども、例えば、この時期から事業者が計画を持っていて、市と相談を行っているとかということ自体も、事業者の経営ノウハウなどの流出につながる、それが結果として事業者の競争上の地位を脅かすことになるというように考えました。そのため、本開示請求において、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えること自体が非開示情報を開示することになるというように判断しましたので、条例第8条第1項の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することとしました。

続いて5番目、決定後の状況でございます。当該決定に関する審査請求が、令和2年11月9日付けで請求者から提起されたため、処分機関としての弁明書を同年12月7日付けで審理員に提出いたしました。

以上でございます。

【原田会長】 ありがとうございます。

今の報告について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

この当否については、もう行政不服審査法上の手続に入っているということで、そちらでご判断いただくということですね。

なければ、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

【原田会長】 続きまして、次第の(6)以下ですけれども、こちらは事務局のほうからご報告お願いいたします。

【事務局】 それでは、個人情報取扱業務登録等について、ご報告いたします。

資料6-1でございますが、市広報関連業務といたしまして、市庁舎内に設置された記念撮影シートで撮影した写真データを募集し、その写真を市ホームページ等に掲載するといった内容でございます。個人情報の記録項目につきましては、登録簿の裏面に記載のとおりとなっております。

続きまして、資料6-2でございますが、新生児への特別定額給付金の業務でございます。こちらにつきましては、前回の審議会におきまして、個人情報の目的外利用等につきまして諮問し、答申をいただいた事業の業務登録となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

業務登録に関しましては、以上となります。

続きまして、資料7、がん検診事業に係る外部委託登録のご報告でございます。

乳がん検診、子宮がん検診の受診率向上のため受診勧奨を行った対象者のうち、未受診者に再勧奨を実施するものでございます。

委託に関する個人情報の項目といたしましては、登録簿に記載のとおりとなります。

以上でございます。

【原田会長】 では、次第6、7に関して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【関口委員】 1点よろしいですか。

資料6-1について、保存期間が3年・永年保存となっているのですが、消去、溶解等、処分方法が選択されているから3年ですかね。永年保存するものがあるということでしょうか。

【事務局】 掲載媒体といたしまして、市報がございまして、それが永年保存なので永年となっております。

【原田会長】 ほか、よろしいでしょうか。

では、次第の8番の報告をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料8-1からになります。目的外利用等のご報告をさせていただきます。

8-1から8-3までは、課税課の市都民税の課税業務でございます。目的外利用等の期間は、いずれも年度末までとなっております。

資料8-1は、都営住宅の管理のための照会に対しまして、公営住宅法に基づき、対象者の所得状況等について回答するものでございます。提供先は東京都でございます。

続きまして、8-2は、特別支援教育就学奨励費の認定事務のための照会に対しまして、本人の同意に基づき、対象者の所得状況等について回答するものでございます。提供先は鹿沼市でございます。

続きまして、資料8-3は、実施機関内部の目的外利用でございます。家具転倒防止器具等の支給等決定のための照会に対しまして、本人の同意に基づき、対象世帯の課税・非課税の情報を提供しております。提供先は防災安全課でございます。

続きまして、資料8-4、それから飛びますが、資料8-8は内容が共通しておりますので、まとめてご報告させていただきます。

国が行う国民年金被保険者の実態調査のため、国民年金法に基づきまして、市民課へ対象者の個人情報を提供するものでございます。

資料8-4は、課税課の市都民税の課税業務、固定資産税の課税業務でございます。目的外利用等の期間でございますが、こちらは、8-8も共通でございますが、いずれも令和3年2月26日となっております。これは国への調査の提出期限の日付となっております。

8-4の提供情報といたしましては、市都民税及び固定資産税の課税情報を提供するものでございます。

資料8-8につきましては、健康増進課の国民健康保険税課税事業でございまして、国民健康保険税の課税情報を提供しております。

資料8-5にお戻りいただきたいと思っております。こちらは、収納課の市税収納事務、滞納整理業務でございます。捜査上、滞納事実を明らかにし、生活実態を把握する必要があるとして、刑事訴訟法に基づき照会があったため、対象者の滞納状況等について回答するものでございます。提供先は立川警察署、利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料8-6、職員課の職員健康管理業務でございます。職員共済組合が実施する特定健康診査等に使用するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、職員の健康診断結果のデータを提供するものでございます。提供先は東京都市町村職員共済組合、利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料8-7は、福祉総務課の中国残留邦人等支援給付費支給業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、対象者の支援給付受給状況について回答するものでございます。こちらにつきましては、必要性を把握するために照会目的を問い合わせいたしましたが、捜査内容に触れるため回答できないということであったため、照会項目のうち必須の項目を確認し、その項目に絞って回答いたしました。提供先は立川警察署、利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料8-9及び8-10でございます。子育て支援課の児童手当等の事業でございます。

8-9は、内部の目的外利用となっております。保育所入所等に係る認定のため、本人同意に基づきまして、対象者の特別児童扶養手当の認定に関する診断書を提供するものでございます。提供先は同一課となっております。

8-10は、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、対象者の児童手当の支給開始年月日等を回答するものでございます。照会目的でございますが、対象者の妻が自宅で亡くなったことに関し、自殺又は事件等の様々な観点から、その原因を調査するに当たり、その妻と関係者との間の金銭トラブル等の有無などを確認する必要があるためということでございました。提供先は立川警察署、利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料8-11、子育て支援課の児童手当等、乳幼児医療費助成制度でございます。こちらは同一課内の目的外利用となります。前回、審議会に諮問いたしまして、答申を頂いた案件となります。新生児への特別定額給付金給付事業の実施に当たり、児童手当等の認定状況等を目的外利用するものでございます。目的外利用等の期間は年度末までとしております。

最後に、資料8-12、教育総務課の公立学校運営業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、対象者の卒業アルバムの写真を必要部分のみ撮影許可をし、提供したものでございます。照会目的は、振込み詐欺事件の捜査のためということでございました。提供先は野方警察署、目的外利用等の期間は年度末までとしております。

ご報告は以上となります。よろしくお願いたします。

【原田会長】 今の報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

では、続きまして、次第の(9)「同一類型の目的外利用等の届出・報告の取扱いについて」をお願いいたします。

【事務局】 それでは、同一類型の目的外利用等の届出・報告の取扱いについてということでご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前回の審議会におきまして、中川委員から、捜査関係事項照会の取扱いについてのご質問を頂きましたことを踏まえまして、事務局で検討させていただきましたので、その結果について説明させていただきたいと存じます。

では、詳細につきましては、担当者のほうからご説明いたします。よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、資料5に基づきましてご説明申し上げます。

現在の年度ごとの届出を可能としている取扱いにつきましては、約4年ほど前に、審議会のご意見を伺った上で、平成29年度から開始したものになります。その後、委員の変更もございましたので、当時の経緯につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、資料5の3ページと4ページをご覧くださいと思いますが、こちら3ページと4ページは、その約4年前の平成29年3月に開催されました、本審議会に提出しました資料の写しになりま

す。

3ページをご覧ください。最初の枠囲み、「現状と課題」に記載しておりますが、当時の国立市個人情報保護条例施行規則では、同一類型のものにつきましては目的外利用等届出の提出を要しないという規定はありながらも、一方では、国立市個人情報保護条例では、目的外利用等をした場合は審議会に報告しなければならないとされていまして、同一類型として取り扱うことができるものであっても、目的外利用のたびに届出書が提出されており、事務の簡素化が求められているという課題がありました。

その一方で、過去に1度、目的外利用届出書を提出し、例えば、10年前などに1度届出をしまして、その後の目的外利用等につきましては同一類型として取り扱って、届出書が提出されていないものについては情報管理課におきまして目的外利用等の把握ができずに審議会に報告ができていないというケースがございました。そこで、その2点を改善するために、平成29年度からの取扱いといたしまして、目的外利用等を行う場合、個人情報情報を保有する担当課は、①目的外利用等届出を提出する際に、同一年度中に同一類型の目的外利用等が見込まれるときは、利用等の期間の欄に年度末の日付を記載する。②その後それ以降、同一年度中に同一類型の目的外利用等を行うときは、その目的外利用等を行った件数を記録する。

そして、その下の星印の同一類型の基準についてですが、それまで同一類型とする基準が曖昧になっておりましたので、基準をきちんと固めることとしまして、同一類型の基準といたしまして、個人情報取扱業務が同一であること、次に、目的外利用のできる根拠法令等が同一であること、そして、提供先が同一であること、こちらの全てを満たす場合を同一類型とするということにいたしました。

提供先が同一の部分につきましては、各警察署や各地方公共団体、弁護士会、裁判所など、それぞれ地域ごとにあるものについては同一として取り扱うことにいたしました。そして、審議会への報告についてですが、①同一類型の目的外利用等の件数を毎年度ごとに集計し、報告を行うことを新たに開始することにいたしました。

これらの取扱いの変更を行うことにつきまして、審議会のご意見を伺い、ご了承いただきましたので、平成29年度から、このような取扱いを開始いたしました。

資料5の5ページから8ページまでは、そのときの審議会の会議録でございますので、ご参照いただければと思います。

そして、前回の11月16日の審議会におきまして、委員の先生から、中川委員から、警察からの捜査照会については、個々に性質が異なるため、同一類型の考え方が若干広過ぎるのではないかと、また、個別の案件ごとに慎重に判断をすることが必要ではないかというご意見を頂きましたので、事務局のほうで、今後の取扱いについて検討を行いました。

今後の取扱い案についての前に、現在、個人情報の目的外利用等の届出を提出する際の事務手続の流れについてご説明させていただければと思います。

本日、机上に配付しました資料5-2をご覧ください。

まず、①目的外利用等の届出をすることについて、個人情報情報を保有している所管課が起案をいたします。その後、所管課の係長が、その内容を確認した後に、個人情報保護事務を担当しております私も情報管理課の係長と課長のところに回ってきまして、合議と申しますが、関係部署の承認を求めするために回ってまいりまして、情報管理課で届出案の内容を確認し、印を押しまして、その後には主管課の課長が最終的に決裁責任者として届出をすることについて決定いたしております。その後、目的

外利用等の届出書が情報管理課に提出された後に、資料の②届出の告示の手続になりまして、告示につきまして情報管理課の担当者が起案し、主査、係長、課長と回りまして、部長決裁を得た上で告示、掲示場への掲示を行っております。

前回の審議会でのご意見を受けまして、事務局で検討いたしましたのですが、昨年度、令和元年度の捜査事項照会に係る目的外利用等の届出は、同一類型の取扱いをした上での件数は19件でありましたが、実際の提供は663件ございました。実際の提供ごとに、毎回、これらの目的外利用の届出の手続とその告示の手続を行うことは事務手続が煩雑になりまして、事務負担が非常に大きくなってしまおうという事情がございます。そこで、こちらの案としましては、同一類型の取扱いは今の形を維持したまま、年度の初回に、情報管理課のほうで目的外利用等の届出の合議を受けた際に、捜査事項照会があった場合に注意すべき点をまとめた文書、紙を添付しまして、所管課、担当課に改めて注意喚起をすることで対応いたしたいと考えております。

資料5の1ページ目をご覧くださいと思います。こちらが注意すべき点をまとめた文書の案となります。

こちらには、刑事訴訟法第197条第2項は任意規定であることから、捜査照会があった際には慎重な対応が必要であること。そして、中央付近に、具体的な対応方法として、(1)から(3)までを記載しております。

まず、(1)、必ず書面で捜査関係事項照会書を取得する。(2)、照会の必要性を警察等にできる限り確認しまして、確認した内容を記録します。特に、照会内容が不自然である場合や照会対象が十分に特定されていない場合などは警察等への確認を十分に行う。(3)、(2)の確認後、回答の可否及び回答範囲の妥当性を検討の上、決裁後に回答を行う。回答範囲は最小限にとどめるということを載せております。現在でも各課でこのような対応を行っているはずではございますが、改めて所管課に注意喚起をすることを目的としております。

今までのような同一類型として年度末までの届出がなされたものにつきましては、その後、当該年度内に回答を行う際には、目的外利用等の届出について、情報管理課への合議がなされませんが、各所管課において、個別の案件ごとに回答の可否や回答内容の適否についてはきちんと慎重に判断をし、決裁を取った上で回答することになりますので、慎重な判断を行った上で個人情報の提供がなされると考えております。

以上が事務局で検討いたしました対応案でございます。ご意見を伺えればと思いますので、よろしく願いいたします。

【原田会長】 ありがとうございます。

このご提案については、前回の中川委員からのご指摘を踏まえたものかと思っておりますので、まず、中川委員、ご意見等ございますでしょうか。

【中川委員】 はい。まず、ご対応いただきまして、ありがとうございます。

非常に丁寧にまとめていただきまして、基本的にはよろしいのではないかとように思います。

文書を出していただいて、今後、周知の作業に移っていただくことになると思うのですが、そもそも、この個人情報の外部提供に関して、慎重を要することの趣旨といたしましては、個人情報の中でも、特に捜査機関等に対して提供されるという場合には、その個人にとって、自らの人格権なりプライバシー権が侵害されたというように受け取る可能性が非常に高い案件だというような場合がありますので、そのような意味においても個人情報の保護が強く求められる場面であるということ。さらに、

このような取扱いが、一応、目的外利用として公示はされますけれども、当該本人等に関して、あらかじめ知らぬところで行われるものであるというような意味で、行政機関の側で慎重にその個人情報に対して配慮する必要がある場面であること。そして、第3に、万が一漫然と個人情報が捜査機関に提供されたというように判断されるような場面においては、国立市としても何らかの法的な責任を問われる可能性があるという問題であること。以上3点が、慎重な取扱いをすることの実質的な理由になるかというように思うのですが、ぜひ、この文書はこれでよろしいかと思うのですが、伝達の際には、そのような趣旨のものであるので、今後の取扱いにおいてご注意いただきたいというような旨、お伝えいただけると、よろしいのではないかと思います。

【原田会長】 ほかの委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【関口委員】 警察署とかに情報を提供する際というのは、提供した情報が提供先の警察署とかから外部に漏れないとあって、いわゆるNDAのようなものとかというのは、当然、結ばれているのでしょうか。もちろん道義的には漏らさないものだと思うのですが。

【事務局】 市として、警察署のほうと何か協定なりを結んでいるというのはございません。警察は警察の内部で、個人情報の取扱いについての決まりなりがあると思います。

【関口委員】 もちろん、そうなのですが、おそらく、国立市から提供する個人情報は、提供元の国立市にもある程度のご責任が多分発してしまうので。お話を伺っていて、事務手続とか実際の運用は、多分これが限界というか、妥当なところだろうと思って聞いていまして、そのときに、では守るために何ができるのかなと思いながら、お話を伺っていたのですが、一般企業に置き替えると、結構サプライチェーンリスク、委託先などの管理が、今すごくセキュリティ的に求められていて、ですので、情報提供先がきちんとしていることを管理することが提供元には求められて、警察を疑うのかというのもあるのですが、企業の取引だと、委託先をきちんとチェックするとかを行うのですが、さすがにそこまでは言わないまでも、国立市から提供した情報を外部に漏らさないこととか、第三者に又貸しのような形で漏れいしないことというのは、提供する際に一筆入れるのか、年次とか、届出と一緒に最初に提供するときに交わすのかというのは、もしかしたら改善ポイントとしてはあるのかも思ったりはしたのですが、あまりそういうのも現実的ではないですか。

【事務局】 どこまでできるかというのもあるのですが。

【関口委員】 そうですね。提供先も多岐にわたると思うので。

【事務局】 はい。直接、協定を結んだりするのはなかなか難しいと思いますので、やはりおっしゃっていただいたように、回答するときにというところかと思います。

【関口委員】 そうですね。

【事務局】 逆に、警察側からの照会書には、その照会に関する事項を漏らさないようにとかという表示がございますので、それと同じような形でということなのですが。

【関口委員】 明文化されていれば、まずはいいのかなと思いますね。

【事務局】 市側から回答するときフォーマットがあるわけではないので、その辺りは検討させていただきます。

【関口委員】 そうしたら、回答文書に一筆入れるだけでも、国立市としては責任を果たしているということになるかもしれないですね。

【原田会長】 官公署に対して、法令に基づく開示ということだと、一般的なNDAでも、企業間ではNDAは取り交わしても、そのときに例外事項として、裁判所だとか、警察だとか、そういったも

のに対しては例外がありますよと、ただし、その開示する範囲は限定するように努めますと、せいぜいそのくらいで、なかなか官公署に対してまで縛りをかけるというのは、あまり見受けられないのかなとは思いますが。

【関口委員】 確かにそうですね。

【岸委員】 まず警察から検察に資料が送られ、検察から我々弁護士に開示されることもあるわけですね。

【関口委員】 そうですね。

【岸委員】 開示されなくて終わることも多いですね。

【原田会長】 一つは法令上の責任も持っているという前提になっています。

【関口委員】 そうですね。市として、責任を果たすためにできる、事務的に負担にならない中でできることって何かと考えたときに、多分それぐらいかなという気がしました。

【原田会長】 そこは、やはりセンシティブな情報ですので、十分な配慮はする必要があるということには常に留意いただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

では、今回、この問題、指摘に対しては迅速な対応いただきまして、ありがとうございました。

では、次第の10番、「その他」とありますが、何かありますでしょうか。

【事務局】 議題としては、もう特にございませぬ。現在の委員さんの任期が来年の1月末日までとなっておりますので、再任にご内諾いただけました委員さんにつきましては、今後、事務手続を進めさせていただきたいと思っております。

それから、次回なのですが、2月に諮問予定案件がございますので、そちらは再任の委員さんにつきましては、別途、日程調整をお願いすることとなりますので、よろしく願いいたします。

【原田会長】 では、以上で本日の審議会を終わりたいと思っております。どうもお疲れさまでした。

— 了 —